

第5回「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in 福島 プレシンポ
「福島原発事故から10年 これまで と これから」

被害者訴訟の司法戦略について ～ 裁判の到達点と今後 ～

2020.10.3

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団
弁護士 南雲芳夫

1 福島第一原発事故の法的責任追及の動向

(1) 2017年の国賠3判決

3月前橋地裁（勝訴）、9月千葉（敗訴）、10月生業・福島（勝訴）

その後の地裁判決を集計すると 勝訴 7
敗訴 6

(2) 2019.9 東電元役員の刑事事件（無罪）

付加体説が支配的 ⇒ 地震本部の2002年「長期評価」の信頼性否定が最大の論拠

2 2020.9.30 生業訴訟・控訴審判決

(1) 国が敗訴判決を覆すために行った追加の主張・立証

① 2002年8月保安院対応の主張・立証（保安院川原氏の陳述書による）
東電高尾・佐竹健治氏メール

② 伊方最判の「審査基準+当てはめ」の2段階の判断過程審査方式による行政裁量の
の

強調

⇒ 具体的には、

i 「津波評価技術」の一般的考え方が規制基準

ii 実際の地震想定も「津波評価技術」の地震地体構造+付加体説に合理性がある
＝「長期評価」の信頼性は低い

③ ②の立証としての群馬高裁・今村文彦証言

④ 刑事事件の資料の援用（2008年東電対応は「長期評価」の信頼性を基礎づけない）

⑤ 結果回避可能性の否定

i 防潮堤のみ（建屋水密化の否定）

ii 南部のみの部分的防潮堤

iii 「長期評価」に基づく想定津波と本件津波の差異の強調

⇒ 事故回避できなかった。

(2) 判決

① 2002年8月の東電の報告は「不誠実」、保安院はこれを唯々諾々と受け入れ、規制当局に期待される役割を果たさなかったと批判。

② 判断過程審査の判断枠組みは採用できない。

かつ、「津波評価技術」は「事実上」基準として用いられていたに過ぎない。

土木学会は監督規制には「不向きな団体」として、適格性自体に疑問。

- ③ 「長期評価」の信頼性の肯定
付加体モデルについては、「通説あるいは有力説であったとまで言うことはできない」として、刑事無罪判決の論拠を否定（刑事事件における松澤暢証言の援用）。
- ④ 結果回避可能性
 - i 防潮堤にとどまらず建屋水密化の対策も求められる。
刑事事件で初めて明らかになった東海第2の建屋水密化の実例を挙げる。
 - ii 建屋水密化による防護措置について、原告が一定程度具体的に特定して主張・立証
⇒ 国・東電から回避可能性を否定する的確な立証がないので、結果回避可能性は事実上推認される。（情報の偏在を考慮した伊方最判の考え方の援用）

(3) 総括的評価

- ① 敗訴判決を覆そうとした国の主張・立証をことごとく否定
結論だけでなく、なぜ国の主張が採用できないかを丁寧に判示。
- ② 地裁の敗訴判決の判断に対して、
実際にあった保安院と東電のやり取り（2002年8月保安院対応）についての事実認定を踏まえた、調査義務についての強い批判的な認定
- ③ 事故調レベルの前提事実に対して
 - i 民事訴訟での新たな資料
 - ii 刑事事件から入手された資料により、裁判所による実質的な新たな「事故調査報告書」に相当する認定。
- ④ 法的な判断枠組みについては、最高裁をにらみ
 - i 保安院の専門技術的裁量の肯定
 - ii 相対的安全性の考えに立っても違法
 - iii 社会通念論に立っても違法
 - iv 伊方最判に依拠した判断など、手堅い枠組みで論旨を組み立てている。
総じて、今後の判決への影響は大きいと思われる。

3 国と東電の責任を明らかにすることの意義

- (1) 原賠法の無過失責任＋責任集中に基づく法的処理の果たす役割
 - ① 過失立証を経ずに、迅速・簡易な賠償の実現
「中間指針」の積極面
 - ② 他方で、非難性を伴う過失に基づく法的責任を問う回路の遮断
倫理的・規範的非難の回避
将来の安全確保についての反省・教訓化が曖昧化する
「誰も責任を取らない」という被害者の強い思い。
- (2) 非難性を伴う過失責任を問うルート
 - ① 東電に対する民法709条責任の追及

特別法優先による適用排除という判決の壁

- ② 国に対する国賠法に基づく責任の追及
責任集中により国賠法の適用排除という見解も
国は、裁判では主張せず（前橋判決は憲法 17 条を指摘）
規制権限不行使の違法＝行政の専門技術的裁量
「著しく不合理」というハードル。
- ③ 役員個人に対する刑事責任の追及
 - i 個人に限定した責任
 - ii 合理的疑いを容れないレベルの立証
という刑事事件固有のハードルがある。

(2) 生業・控訴審判決の訴訟戦略上の意義

- ① 群馬、千葉、生業の 3 高裁判決の責任論の主張・立証の共同・統一
予断は許されないが、期待は大きくなる。

⇒ 生業判決の手堅さに、3 判決で勝訴すれば、最高裁闘争にも期待が生まれる。

② 中間指針等についての評価（判決 296 頁）

中間指針等は

- i 指針策定等時までの事情をもとに
- ii 東電も拒否できない「和解的色彩」

判決は、

- i 口頭弁論終結までの事情
- ii 任意の支払いを期待する要素を考慮しない

⇒ 判決の認容額が「全中間指針の基準額よりも高い額となることは、ある意味では自然な結果であるともいえる。」

③ 非難性を伴う過失責任に基づき賠償基準の見直し

生業判決「東電の義務違反は、決して軽微とはいえず慰謝料の算定に際しての考慮要素となる。」

3.12、いわき避難者訴訟の仙台高裁判決と符合

④ 正面から「共通損害」を打ち出した生業訴訟の請求とこれに対する認容

要旨の 13 頁の一覧表は、中間指針等を全ての領域区分での再検討の必要性を示している。

【展望】

最高裁での国賠違法判断⇨東電の非難性ある過失の認定を踏まえて、無過失を前提として策定された中間指針等を再検討し、国と東電の非難性ある過失責任を踏まえた新たな賠償基準の策定が求められる。

4 国と東電の責任を明らかにすることの目的と射程

判決に対する声明文の結論部分

原告団・弁護団は、国及び東京電力に対し、本判決により法的責任を断罪する司法判断が再び示されたことを真摯に受け止めた上で、

- ①上告を断念すること
- ②二度と原発事故の惨禍を繰り返すことのないよう、事故惹起についての責任を自ら認め謝罪すること、
- ③中間指針等に基づく賠償を見直し、強制避難、区域外（自主的）避難、滞在者など全ての被害者に対して、被害の実態に応じた十分な賠償を行うこと
- ④被害者の生活・生業の再建、地域環境の回復及び健康被害予防等の施策を速やかに具体化し実施すること
- ⑤事後の賠償では回復することができない被害が生じる原発を即時稼働停止し、廃炉とすることを強く求める。

以上